

生活保護法関係文書・データの保存状況について

資料2-1

- 生活保護法関係文書については、「生活保護法関係文書の保存期間について」(昭和36年9月29日社発第726号 各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省社会局長通知)において、保存期間の標準を示している。
- 主な文書の保存期間の標準は以下のとおり。

・保護決定調書（基準生活費・加算等の最低生活費認定額等）	5年
・保護台帳（世帯主氏名・居住地・現在地、各世帯員氏名及び生年月日等）	廃止後5年
・ケース記録票	廃止後5年
・ケース番号登載簿（世帯主氏名、住所、保護開始年月日、保護停廃止・却下年月日等）	永久
・保護申請却下決定通知書（原義）	5年
・保護廃止（停止）決定通知書（原義）	5年

〈保護決定調書〉

区分	分	最低生活費認定額					
		一般分	加算額	変更	変更	変更	変更
第一類	1 (歳)男女						
	2 (歳)男女						
	3 (歳)男女						
	4 (歳)男女						
	5 (歳)男女						
	6 (歳)男女						
	7 (歳)男女						
	8 (歳)男女						
	9 (歳)男女						
	10 (歳)男女						
小計							
通減率							
計							
第二類							
生活費計							

〈保護台帳〉

県費	市町村費	保護台帳			ケース番号
世帯主氏名				居住地現居住地	
本籍地				居住の始期	年月日
氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日
1					学歴
2					心身の状況
3					職業
					特殊技能
					現職

〈ケース番号登載簿〉

ケ番 1 ス号	氏 名	住 所	開始、停廃止、却下の別及び年月日			
			印	年 月 日	印	年 月 日
1						
2						
3						

生活保護法関係文書・データの保存状況について

- 生活保護関係文書・データの保存状況について、自治体に確認した結果、以下の状況が認められた。

【回答自治体数（保護の実施機関数） 906（回答率100%）】 ※ 令和7年11月4日時点

1 平成25年8月以降の「保護決定調書」に係る情報・データの保存状況 単位：自治体

	網羅的に保存されている		網羅的には保存されていない	
現在保護受給中の世帯	815	90%	91	10%
保護廃止世帯	672	74%	234	26%

2 平成25年8月以降の「保護台帳」に係る情報・データの保存状況

	網羅的に保存されている		網羅的には保存されていない	
現在保護受給中の世帯	906	100%	0	0%
保護廃止世帯	703	78%	203	22%

3 平成25年8月以降の「ケース記録」に係る情報・データの保存状況

	網羅的に保存されている		網羅的には保存されていない	
現在保護受給中の世帯	870	96%	36	4%
保護廃止世帯	426	47%	480	53%

4 平成25年8月以降の「ケース番号登載簿」に係る情報・データの保存状況

※平成25年8月以降に保護を受給した世帯に係る保護決定調書又は保護台帳について、情報・データが網羅的に保存されてない世帯が存在する自治体（167自治体）に限り回答。

網羅的に保存されている	網羅的には保存されていない		
134	15%	33	4%

5 平成25年8月以降の「保護申請却下決定通知書（原義）」に係る情報・データの保存状況

網羅的に保存されている	網羅的には保存されていない		
241	27%	665	73%

6 平成25年8月以降の「保護廃止（停止）決定通知書（原義）」に係る情報・データの保存状況

網羅的に保存されている	網羅的には保存されていない		
297	33%	609	67%

※ 厚生労働省社会・援護局保護課調べ（令和7年8月）

※ 精査中のため、今後変更がありうる